

【特定活動ビザとは】

外国人留学生のみなさんが、日本の大学等を卒業後、就職活動を行う場合に申請できるビザが「特定活動」のビザです。

参考：法務省 在留資格「特定活動」へ変更する場合「特定活動9」

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html

特定活動ビザとは、卒業した留学生（短期大学、大学、大学院だけではなく専門学校を卒業し、専門士の称号を取得した者を含む）が継続して日本で就職活動する場合、最長で180日までの特定活動の在留資格（ビザ）を取得できるものです。

【要件】

特定活動ビザ取得の要件は次の5つです。

- ① 留学生のうち、卒業前から日本で就職活動を行い、卒業後引き続いて就職活動を行う者
- ② 専門学校卒業生の場合は、専門学校での専攻内容に関連性がある業務に就職するための就職活動であること
- ③ 就職後の在留資格（ビザ）が、「技術」「人文知識、国際業務」などの就労資格に該当すること
- ④ 卒業する学校からの推薦がもらえること
（学校によっては推薦状を出すために面接を行うところもあるので、学校の留学生相談窓口、学生課、就職課などで相談して下さい）
- ⑤ 在留期間中の経費を支弁する能力があること
（日本に滞在する間の生活費などの費用の支払いができること）
日本に滞在するためにかかる、さまざまな経費を支払う能力があることを証明する文書を提示できるようにして下さい
例）親からの仕送りや預金残高を証明できるもの。（預金通帳など）

推薦状以外で学校から提出してもらわなければいけないものは、直前まで在籍していた学校の卒業証明書または卒業式でもらう卒業証書です。

その他、就職活動を行っているということを証明する資料を用意して下さい。

例) 活動記録、会社訪問をした時にもらった会社のパンフレット

就職活動の資料については、証明として十分なものかどうかを申請前に専門家（在留手続き関係を扱っている行政書士）や大学のビザ等の相談窓口に一度見てもらうこともお勧めです。

もし、3月で卒業するという方やこれから就職活動をする方は、念のため調べておき、上手に活用してくださいね。